

一般質問

一般質問とは、市の一般事務や市が抱える課題等について市長などにたずぬもので、
2月定例会では5人の議員が一般質問を行いました。
ここでは広報委員会で抜粋し、事項別に整理した一部の内容を掲載しています。

一般質問の全文は、5月中旬作成予定の本会議録を図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

渡辺 隆……「行財政改革について」「街づくりについて」
中澤 克之……「観光防災について」「街づくりについて」
山田 直人……「各級計画等の相互関連について」「総合的な仕組み構築について」
千 一……「段葛と八幡宮について」「市長も車イスに乗って」「今の選挙制度と呼びかけについて」「砂浜の多目的トイレについて」
松中 健治……「市長の政治姿勢」○選挙前との政策、支援 ○選挙後との政策、支援 ○与党的と野党的政治対応 ○推薦団体、推薦人、支援団体、支援者、支持者、支援議員及び政治家、政党 ○政策（マニフェスト、チラシ、新聞記事等） 主張と変更○議会と市長（行政） 二元代表制等 ○当選・市長就任3ヶ月後の行動、発言、感想 （以上総合的見解）

行財政改革について

行財政改革について、次のような視点から質問が行われました。

【事務事業の統廃合について】

質問：※事務事業評価による事業の統廃合の状況はどうなっているか。

部長：事務事業評価では、いくつかの個別事業をまとめた中事業という単位を設け、毎年PDCAサイクルによる評価を続けているが、二十一年度の評価の結果では、事業の統合・縮小・廃止・休止の対象としては、全体で十一事業がピックアップされている。この結

まちづくりについて

まちづくりについて、次のような視点から質問が行われました。

【緑地保全】

質問：開発について市民の反対運動が盛り上がり、議会等に陳情が出され、議会も願意を認めてしまうような状況で、市が用地を買わなければならないというところが続いている。特に緑保全については、※緑の基本計画の中で着々と進めているが、それ以外のものは資金計画に入っていないので捻出するのは難しい。広町緑地買収では、鎌倉みどり債とミニ市場公募債を発行したと思うが、このような手法は考えられないか。

部長：平成十五年に二十億円、鎌倉みどり債を発行し

【事務事業評価と予算決算等との関連について】

質問：事務事業評価と予算・決算との関連づけについて聞きたい。

部長：事務事業評価は毎年度の決算値をもとに評価していくわけで、相互にリンクする関係と位置づけている。同時に、評価結果について、予算の中でそれを反映することが一番大事であると考えている。

質問：人事評価との関係についてはどういうような関係を構築すべきと考えるか。

部長：直接結びつかない面もあるかと思うが、事務事業評価の方針に従い、成果を上げた職員に対し、その貢献度に見合った処遇をして

は渋滞を何とかしてほしいという希望もあり、今後どのようにしていくか。

部長：古くからの町並みが形成されている本市では、交通施設整備が難しいことから、既存の交通施設を有効に活用した交通需要管理施策を主体に、地域交通計画を策定し、パークアンドバスライド、パークアンドスライド、パークアンドレーラライド、シャトルバス、バス優先レーン、鎌倉フリー環境手形の五つの施策を実施してきたが、交通渋滞の解消には至っていない。今後は、平成二十四年度に予定している交通マスタープランの改訂に合わせて鎌倉地域地区交通計画の見直しを行い、交通渋滞の解消を検討していく。

（都市整備部）

用語の解説

※印の用語について解説します。

緑の基本計画

緑の保全・創出を目的に、平成八年に策定された計画。平成十八年度改訂では「緑地の確保」「緑の質の充実」「緑のネットワークの形成」の三点を重点施策として位置づけている。

事務事業評価

市が行う事務及び事業について、内部評価及び専門家と市民で構成する鎌倉市民評価委員会による外部評価の両面から行政評価するもので、事務・事業の妥当性、有効性、効率性等を評価して事務改善を図ることにより市民サービスを向上させることを目的とする。

（総務部、経営企画部）

陳情の議決結果

◆鎌倉市立小坂小学校学童保育についての陳情

陳情の要旨は、小坂小学校児童の現在の学童保育所は、

学区外の大船第二子ども会館であり、放課後に児童がそこまで往復するには、距離的、時間的、安全性及び利便性の面から多くの課題があるため、例えば、学区内にある市の施設であるレイ・ウエル鎌倉の有効活用を図ることや、小坂小学校近辺の他の適切な施設を活用することにより、課題を解決できるものと考え、市当局及び市議会における早急な検討を求めるというものです。

観光厚生常任委員会では、陳情の要旨及びおおふ第二

可決した意見書

栄養教諭の配置促進を求めることに関する意見書

近年、国民の食生活をめぐる環境は大きく変化し、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の安全などさまざまな問題が生じており、食育を推進することが喫緊の課題となっている。このため、平成17年7月に食育基本法が施行され、平成18年3月には政府の食育推進基本計画が策定された。

子供たちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性をはぐくむ基礎となるほか、我が国が活力と魅力にあふれた国として発展し続けていく上でも重要である。

今後、子供たちに対する食育を推進するためには、学校において校長、教員が一体となって給食の時間、特別活動、各教科等において食に関する指導を行うとともに、学校給食の食材として積極的に地場産物を活用し、子供たちに地域の農林漁業や食べ物大切さを教えていくことが望まれる。そのためには、教員としての資質能力と栄養に関する専門知識を持った栄養教諭が中心となり、各学校での全体的な指導計画の作成、教職員や家庭、地域との連携・調整、各教科等での指導への参画などに取り組むことが不可欠である。

国の食育推進基本計画において、栄養教諭を「各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員」とするとともに、「全都道府県における早期の配置が必要である」「栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を促進する」と掲げ、最重要の取り組みと位置づけている。

よって、神奈川県におかれては、栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への円滑な移行に向けた取り組みを進められるなど、栄養教諭の一層の配置を促進され

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

るよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成22年3月10日

鎌倉市議会

電磁波の健康被害についての対策を
国に求めることに関する意見書

携帯電話の急速な普及に伴い、携帯電話基地局が乱立を

し、住民への健康被害を懸念する声が高まっています。また、携帯電話に限らず、送電線や家電製品などからも低周波の電磁波が発せられており、健康への影響があると不安が広がっています。WHOは2007年に、超低周波電磁波を3～4ミリガウスでも長期間被曝することで、小児白血病の発症率が高くなることを認めました。EU諸国では、独自に基準値を引き下げるなど厳しい措置をとっています。

ところが日本では、1,000ミリガウスと高い値です。規制が緩い中、2010年にどこでもだれでも簡単に情報通信ネットワークにアクセスできるユビキタスネット社会を確立しようとしています。

こういった中、政府は、電磁波の危険性や健康被害との因果関係を十分に調査しておらず、縦横無尽に発する電磁波の影響について懸念を抱く市民はふえるばかりです。政府におかれては、市民が安心して暮らせるまちづくりのために、電磁波の健康被害について全国的な疫学調査を実施し、諸外国並みに基準値を設定することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成22年3月25日

鎌倉市議会